

政治資金規正法の一部を改正する法律案要綱

第一 政治活動に関する寄附の定義に関する事項

政治資金パーティーの対価の支払は、政治活動に関する寄附となるものとすること。

(第四条第四項及び第五条第三項関係)

第二 政治団体の代表者の監督

政治団体の代表者は、当該政治団体及びその会計責任者が政治資金規正法の規定に違反することのないよう、当該政治団体及び当該会計責任者を監督しなければならないこと。
(第八条の五関係)

第三 収支報告書の要旨の公表及び収支報告書等に係る情報の公開に関する事項

一 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会による収支報告書の要旨の公表の期限を、特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の九月三十日（改正前は、十一月三十日）までとともに、インターネットの利用等の方法により収支報告書を公表するときは、当該報告書の要旨を公表することを要しないとする規定を削ること。

(第二十条第一項及び旧第四項関係)

二 収支報告書又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面で当該報告書の要旨が公表される前の

ものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定による開示の請求について当該要旨が公示される日前は開示決定を行わないこととする等の規定を削ること。 （旧第二十条の三関係）

第四 法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止

一 法人その他の団体（政治団体を除く。二において同じ。）は、政治活動に関する寄附又は寄附のあつせんをしてはならないこと。

二 何人も、法人その他の団体に対して、政治活動に関する寄附をすること又は寄附のあつせんをすることを勧誘し、又は要求してはならないこと。

三 何人も、一に違反してされる寄附又は一に違反してされる寄附のあつせんに係る寄附を受けてはならないこと。

第五 「政策活動費」の禁止等

一 政党がする公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止等

1 政党についても、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。2において同じ。）に関する寄附

（第二十一条関係）

（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。2において同じ。）をしてはならないものとすること。

2 何人も、公職の候補者の政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならないこと。

（第二十一条の二第二項関係）

二 渡切りの方法による経費の支出の禁止

1 政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によっては、することができないものとすること。

（第八条の三関係）

2 政治資金の收支の報告に当たつては、真実の記載をしなければならず、收支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役職員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならないこと。

（第二条第三項関係）

第六 政治活動に関する寄附の量的制限の強化

1 個人のする政党及び政治資金団体に対する政治活動に関する寄附は、各年中において、千万円（改正前は、二千万円）を超えることができないこと。

二 個人のする政党及び政治資金団体以外の者に対する政治活動に関する寄附は、各年中において、五百円（改正前は、千万円）を超えることができないこと。

（第二十一条の三第一項関係）

第七 寄附者の氏名等の記載を免れる目的でさせる寄附の分散の禁止

何人も、収支報告書における寄附者の氏名等の記載を免れる目的をもつて、各年中において、二以上の政治団体に対する政治活動に関する寄附をさせてはならないこと。 （第二十二条の四関係）

第八 罰則の強化

一 第四又は第五の一に違反した者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処すること。 （第二十五条の二関係）

二 公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限違反に係る罰則の法定刑を五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金（改正前は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金）に引き上げること。

（第二十五条の二関係）

三 寄附の量的制限違反に係る罰則の法定刑を三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金（改正前は、一

年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金)に引き上げること。

(第二十六条関係)

四 第七に違反して寄附をさせた者(団体にあっては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした

者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処すること。

(第二十六条関係)

五 政治団体の役職員若しくは構成員又は会計責任者が政治団体又は会計責任者に係る政治資金規正法の罰則の規定の違反行為をした場合において、当該政治団体の代表者が第二の監督について相当の注意を怠つたときは、当該違反行為に係る当該各条の刑に処すること。

(第二十六条の四関係)

六 二及び三のほか、政治資金規正法に定める罪の法定刑を引き上げ、拘禁刑について、「五年以下」とあるのは「七年以下」と、「三年以下」とあるのは「五年以下」と、「一年以下」とあるのは「三年以下」と、「六月以下」とあるのは「一年以下」とすること。

(第二十三条及び第二十四条から第二十六条の二まで関係)

第九 公民権停止の期間の延長

政治資金規正法違反の罪を犯し、拘禁刑又は罰金の刑の言渡し及びその執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者については、その裁判が確定

した日から五年間（改正前は、刑の執行を受けることがなくなるまでの間）、選挙権及び被選挙権を有しないこと。
（第二十八条関係）

第十 その他

一 施行期日

この法律は、令和八年一月一日から施行すること。ただし、三は公布の日から施行すること。

（附則第一条関係）

二 経過措置

収支報告書の記載及び提出、罰則等に関し、必要な経過措置を定めること。

（附則第二条から第七条まで関係）

三 政治資金規正法の一部を改正する法律の廃止

政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）は、廃止すること。

（附則第八条関係）

四 その他所要の規定の整備を行うこと。